

## 令和5年度第3回滋賀県大規模小売店舗立地審議会 議事概要

日 時：令和5年10月23日（月）14時30分～16時00分

場 所：滋賀県庁 本館 4-A会議室（Web開催）

出席委員（五十音順、敬称略）

宇野 伸宏、岡井 有佳、槌田 昌子、堤 義定、  
延原 理恵、廣本 さとみ、吉田 準史

議事次第

1 開会

2 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「バロー近江店」（法第6条第2項 変更）
- ・「ドラッグユタカ彦根高宮店」（法第6条第2項 変更）

3 その他

4 閉会

[14時30分 開会]

## 1 開会

## 2 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

### 「パロー近江店」(法第6条第2項 変更)

#### (1) 事務局から届出の概要説明

#### (2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

##### 【設置者から届出の概要説明】

今回の変更についてご説明する。敷地内には建物が3つあり、一番東側のドラッグユタカ近江店の営業時間について、現在午後11時まで営業を行っているところを24時間営業へ変更する。

変更に伴う騒音について、まず周辺状況をご説明する。店舗周囲の保全対象となる施設としては敷地の南側に病院があるが、入院施設はないという状況である。その他は店舗や駐車場となっている。また、病院側の店舗敷地境界側には2mほどのコンクリートの塀がある。

店舗からの騒音については、北側の道路を挟んだ向かい側の民地への影響と、病院側の影響を調査し、昼および夜の等価騒音レベルは環境基準を下回る結果となった。

また、夜間の最大値は、駐車場の出入口付近で規制値を上回ることになるが、この出入口付近には住宅等が立地しないことから、特に影響はないと考えている。

22時以降の夜間の駐車場利用について、敷地内の3店舗のうち、ドラッグユタカの周辺の駐車場だけを利用可能とし、西側等他の駐車場は利用規制をするという対策を取っている。

現在、まだ24時間営業は行っておらず、夜の24時までの営業としている。なお、現状では深夜営業の苦情等はいただいている。

また、変更に伴い説明会を開催したが、参加者はおられなかった。説明は以上である。

【質疑応答】

- 委員 騒音についてお聞きしたい。一部の場所において夜間の L<sub>Amax</sub> の値が規制基準を超えているということだが、住居ではないため影響は少ないというお考えか。
- 設置者 そうである。
- 委員 調査地点 A のところも店舗になっていると思うが、図 2 周辺見取図によると、その北側にまた住宅があるということか。その住宅の境界における L<sub>Amax</sub> が 45 を超えていないという理解でよいか。
- 設置者 そうである。敷地境界からおよそ 50m 離れているため、L<sub>Amax</sub> は 45 を下回ると思われる。
- 委員 その点についても、何かしらの方法で明確にされたほうが、住宅への影響がない旨がより分かりやすくなるように思う。
- 設置者 承知した。
- 委員 現状駐車場や店舗であるところで今後、もし人が生活されるような場合に、苦情があったときはどのような対応が可能か聞かせてほしい。
- 設置者 苦情が出た場合には、まず騒音の測定を行う。その上で、必要な対策を行うことになるかと思う。例えば設備関係の音であれば遮音壁や、場合によってはもう少し音の小さい設備を設ける等の対策を当然検討はさせていただく。しかし、まずはその騒音測定をしてからの話かと考える。
- 委員 承知した。騒音レベルの算出根拠資料を見ると、その L<sub>Amax</sub> を押し上げている音源としては、基本的に駐車場の出入りの車の音ということによいか。

- 設置者                   そうである。
- 委員                    車速の制限はどうなっているのか。
- 設置者                   予測は20キロで行っているが、当然出入口ではもっと低くなるため、騒音レベルはもう少し低くなるかと思う。
- 委員                    状況によっては、例えば車速を10キロにする等のコントロールを行うこともあり得るとのことか。
- 設置者                   そうである。もっと速度を下げ、徐行運転をお願いしますというような注意喚起等もできるかと思う。
- 委員                    承知した。私からは以上である。
- 委員                    1点確認したい。現状は24時までの営業とされていると伺ったが、場合によっては、青少年等が集まってくるようなこともあり得るかと思う。深夜時間帯の防犯体制等について取り組まれていることや検討されていることはあるか。
- 設置者                   基本的に見回り等になる。他には防犯カメラの設置や、高価な商品はレジでパッケージと交換して提供するという対応により防犯対策を行っている。
- また、深夜のい集については特に発生していない。
- 委員                    承知した。敷地内に3つの店舗があることから、ドラッグユタカの部分だけではなく、深夜帯にあつては死角になるようなところもあるかと思い、この区画としてどういうことをお考えか伺った。

### (3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記2点を付す。

- ① 騒音の夜間最大値の基準を超過する地点があることから、現状の土地利用にて、また、将来土地利用が変わった場合においても、騒音等に関する苦情や意見が出た際には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。
- ② 24時間営業により、店舗および駐車場に青少年がい集することのないよう、巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。

### 「ドラッグユタカ彦根高宮店」（法第6条第2項 変更）

#### （1）事務局から届出の概要説明

#### （2）設置者から届出の概要説明、質疑応答

##### 【設置者から届出の概要説明】

彦根高宮店について、この店舗では令和5年7月頃から24時間営業を行っている。

店舗周辺の状況としては、保全対象施設である集合住宅や戸建住宅が敷地の東側と西側に立地している。その他の隣接地は店舗や駐車場となっている。

店舗騒音については、夜間に車両走行音による影響がある。来客車両の走行音については住宅付近での調査で規制値を満足しているが、夜間搬入の車両走行音が規制値を上回る結果となっている。しかし、この夜間搬入については、営業を始めたおよそ20年以上前から行っているものがある。搬入業者に対しても、場内の最徐行や、大きい音の出るバックブザー、リフトの稼働等を控えるよう周知している。また、可能な限り深夜時間帯には搬入しないよう、6時以降の搬入に努めているという状況である。これらの配慮もあり、現状苦情等はいただいている。しかし、一部夜間搬入する場合もあるため、苦情等があれば搬入時間の見直し、搬入場所の見直し等も検討してまいる。

交通に関しては、今回の変更の際して、大変混雑する国道8号の高宮交差点にて早朝時間帯の交通調査解析を実施した。調査結果に問題はなく、早朝時間帯の店舗周辺において来客交通による混雑が発生しているということもない。

最後に、住民説明会を開催したが、参加者はおられなかった。以上である。

【質疑応答】

- 委員 騒音についてお聞きしたい。荷さばき車両走行音の影響により、c´、D地点で基準を超えているということだが、先ほどのご説明によると、もう20年ほど深夜の時間帯に荷さばき車両が走行しているが、特に問題にはなっていないという理解でよろしいか。
- 設置者 そうである。
- 委員 では、荷さばき車両走行音の実測値が50dbを下回っている可能性もかなり高いと思うが、実測値の調査をされたことはあるか。
- 設置者 実測値の調査については、南側の道路の交通騒音の影響もあり困難であるため行っていない。
- 委員 承知した。
- 委員 1つお伺いしたい。①から④までの駐車場出入口が図3建物配置図等に記載されているが、荷さばき車両はどの出入口から敷地内に入るのか教えていただきたい。
- 設置者 荷さばき施設に一番近い出入口④から入る。
- 委員 荷さばきが実際行われる場所は、店舗の横になるのか。それとも前面等でされるのか。
- 設置者 荷さばきの場所は店舗の東側である。
- 委員 出入口④を仮に使わず、例えば出入口①等から入ったとしても、夜間の騒音に影響している場所を通過せざるを得ない状況ということか。
- 設置者 そうである。
- 委員 承知した。

### (3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記2点を付す。

- ① 各地点において騒音の夜間最大値の基準を超過していることから、周辺住民と積極的に意思疎通を図りつつ、騒音等に関する苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。
- ② 24時間営業により、店舗および駐車場に青少年がい集することのないよう、巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。

### 3 その他

#### (1) 次回審議予定案件について

(略)

#### (2) 次回審議会開催予定について

(略)

### 4 閉会

以上